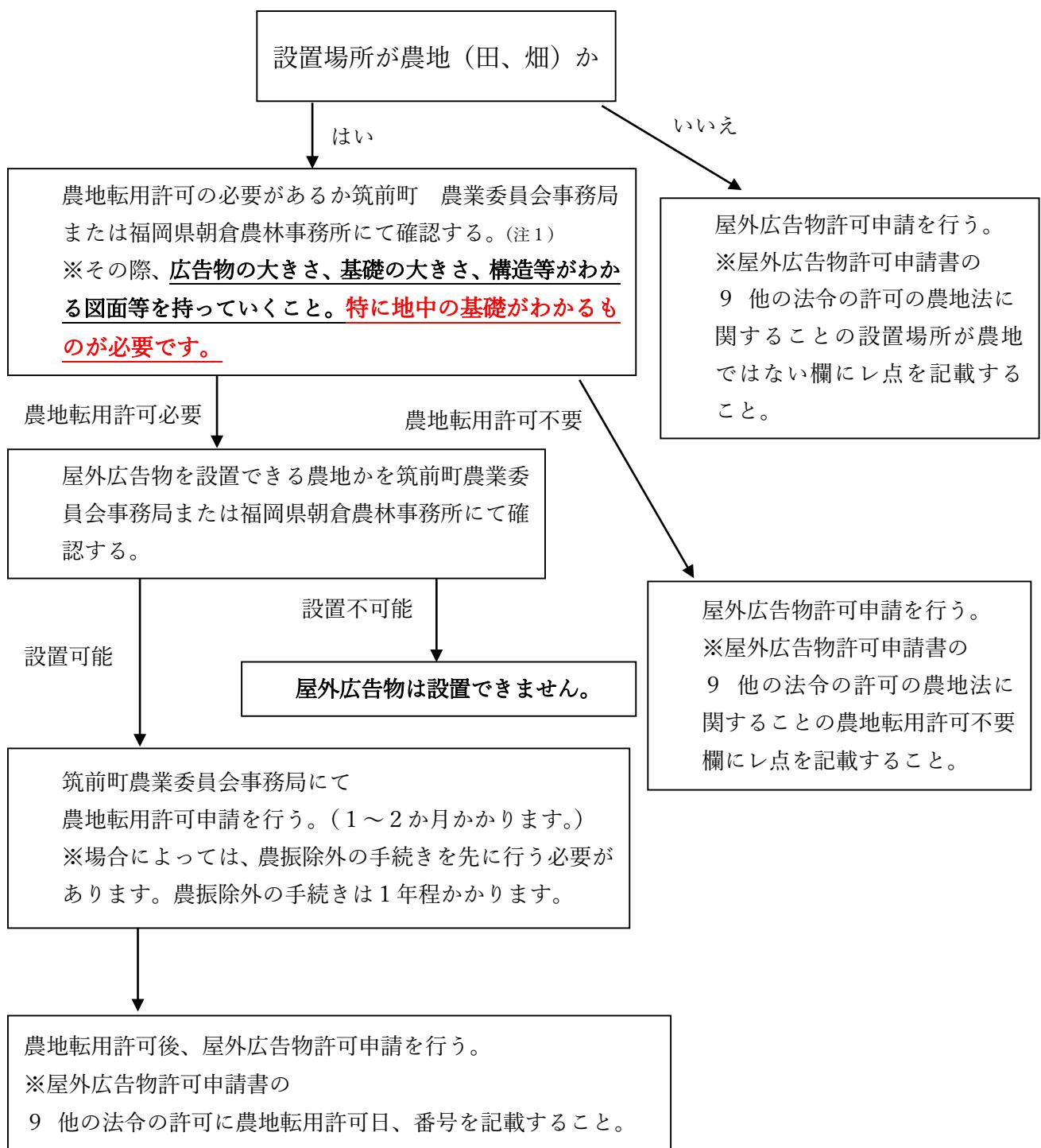


農地に広告物を設置する場合（フロー図）



(注1) 広告物基礎等の構造によっては、農地転用許可が不要となる場合がありますので、必ず筑前町 農業委員会事務局または福岡県朝倉農林事務所にてご確認ください。
筑前町農業委員会事務局にて確認いただく場合、筑前町農業委員会事務局から福岡県朝倉農林事務所へ確認することとなる場合があります。お急ぎの場合は、福岡県朝倉農林事務所へご確認ください。